

○姫路市道路附属物自動車駐車場条例

平成25年3月27日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する道路の附属物である自動車駐車場として本市が設置する大手前地下駐車場（以下「駐車場」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、次のとおりとする。

姫路市本町、西二階町及び白銀町

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車（以下「自動車」という。）は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であって規則で定める大きさを超えないものとする。

(入出場時間)

第4条 自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場時間」という。）は、午前7時から午後11時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する入出場時間を変更することができる。

(駐車券の交付)

第5条 自動車を駐車場に入場させようとする者（定期駐車券（第9条第1項に規定する定期駐車券をいう。以下同じ。）を利用する者を除く。）は、規則で定める駐車券の交付を受けなければならない。

(駐車期間の制限)

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車場に自動車を入場させた日から当該自動車を出場させることなく10日を超えて駐車してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、定期駐車券により駐車場を利用する者（当該利用に係る定期駐車券が有効である場合に限る。）については、適用しない。

(駐車料金)

第7条 利用者は、駐車場の利用に係る料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 駐車料金（定期駐車券及び前払式駐車券（第10条第1項に規定する前払式駐車券をいう。以下同じ。）を利用する場合を除く。）は、別表第1のとおりとする。ただし、第4条第2項の規定により入出場時間を変更した場合における当該入出場時間の変更後の駐車料金については、同表に定める額を考慮して市長が別に定めるものとする。

3 駐車券の交付を受けないで駐車場に自動車を入場させた者（駐車券を亡失し、又は破損した者を含み、定期駐車券を利用する者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該自動車に係る駐車料金を納付しなければならない。

（駐車料金の徴収）

第8条 駐車料金は、駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、定期駐車券及び前払式駐車券に係る駐車料金については、発行の際に徴収する。

2 前項ただし書に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ駐車料金を徴収することができる。

（定期駐車券）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8号に規定する事業用自動車以外の自動車に係る定期駐車券を発行することができる。

2 前項の定期駐車券の利用期間（以下「定期利用期間」という。）は、利用を開始しようとする日の属する月の初日から起算する。

3 定期利用期間及び当該定期利用に係る料金（以下「定期料金」という。）は、別表第2のとおりとする。

（前払式駐車券）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、券面額が10万円を超えない範囲で前払式駐車券を発行することができる。

2 前項の前払式駐車券は、その券面額の3割に相当する額の範囲内で規則で定める額を券面額から割り引いて発行することができる。

3 第1項の前払式駐車券には、有効期限を定めることができる。この場合において、当該有効期限の期間は、前払式駐車券の発行の日から6か月以上5年以下の範囲で定めるものとする。

4 利用者は、前項の規定により有効期限が定められた前払式駐車券を、当該有効期限を

超えて使用することはできない。

（駐車料金の不還付）

第 1 1 条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車料金の減免）

第 1 2 条 市長は、規則で定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

（駐車料金の不徴収）

第 1 3 条 次に掲げる自動車については、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 3 条の 3 に規定する自動車
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要があるものとして規則で定める自動車

（割増金）

第 1 4 条 市長は、駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として徴収する。

（利用の制限）

第 1 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場を利用させないことができる。

- (1) 駐車場の収容台数を超える利用と認められるとき。
- (2) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (3) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (4) 人体に危害を及ぼすおそれのある物品又は発火、引火若しくは爆発のおそれのある危険物を積載しているとき。
- (5) 駐車場の施設その他の工作物若しくは駐車中の自動車を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

（禁止行為）

第 1 6 条 利用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。

- (4) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (5) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (6) 所定の場所以外の場所においてごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、利用者が前項各号に掲げる行為をしたときは、自動車の退場を命じることができる。

(損害賠償の義務)

第17条 駐車場の設備その他の物件を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(供用の休止)

第18条 市長は、駐車場の補修その他特に必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。この場合において、第6条、第8条から第10条まで、第12条及び第14条から第16条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定方法及び選定基準)

第20条 駐車場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に駐車場の管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 駐車場の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
- (2) 駐車場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った駐車場の管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

(再度の選定)

第21条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したものを）を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

(1) 候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

(2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第22条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の運営に関する業務

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（姫路市駐車場料金条例の廃止）
- 2 姫路市駐車場料金条例（平成5年姫路市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、
廃止する。
（旧条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 第7条及び別表第1の規定は、施行日以後に入場した自動車に係る駐車料金について
適用し、施行日前に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 4 旧条例第3条第3項の規定により発行された定期駐車券は、この条例の相当規定によ
り発行された定期駐車券とみなす。
- 5 〔略〕
（姫路市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 平成24年度の駐車場事業特別会計に係る出納については、前項による改正前の姫路
市特別会計条例の規定中これらの会計に関する部分は、平成25年5月31日までなお
その効力を有する。
- 7 駐車場事業特別会計の平成24年度決算については、なお従前の例による。
附 則（平成26年3月26日条例第22号）
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成28年6月24日条例第49号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条を第28条とし、第19条の次
に8条を加える改正規定（第20条及び第25条から第27条までに係る部分に限る。）
は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月28日条例第24号）
この条例は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成31年3月27日条例第44号）
この条例は、平成31年10月1日から施行する。
附 則（令和3年3月29日条例第17号）
この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日
から施行する。
附 則（令和4年3月30日条例第15号）
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
別表第1（第7条関係）

駐車時間	駐車料金
入場から24時間未満	次に掲げる額の合計額（800円を上限とする。） (1) 入出場時間内 30分につき200円 (2) 入出場時間外 200円
入場から24時間以上	次に掲げる額の合計額 (1) 24時間につき800円 (2) 24時間に満たない時間に係る駐車料金については、次に掲げる額の合計額（800円を上限とする。） ア 入出場時間内 30分につき200円 イ 入出場時間外 200円

備考

午後10時30分を過ぎて入場した場合（入場した日の午後11時までに出場した場合を除く。）は、午後11時に入場したものとし、午前7時30分までに出場した場合（出場した日の午前7時以後に入場した場合を除く。）は、午前7時に出場したものとする。

別表第2（第9条関係）

定期利用期間	定期料金
1月	20,000円
3月	55,000円

備考

- 1 定期駐車券は、当該定期駐車券に記載された自動車以外の自動車に利用することができない。
- 2 定期駐車券の再交付を受けようとする者は、再交付手数料として1,000円を納付しなければならない。